

# ファイトバック！

NO.3 2006年10月4日発行



編集/発行：館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会

連絡先：530-0047 大阪市北区西天満2-3-16 絹笠ビル1F

大野協同法律事務所内 Tel 06-6353-5215 Fax 06-6353-5550

■ URL : <http://fightback.fem.jp> ■ Blog : <http://fightback.blog.jp>

■ Email : [fightback@hh.fem.jp](mailto:fightback@hh.fem.jp)

■郵便振替口座 00910-0-137370 ファイトバックの会

## ニュース速報！

### 一色市長、桂館長の証言は100%必要

10月2日(月)、大阪地裁で高橋叡子証人(すてっぷ財団理事長)の尋問がありました。彼女の言っていることの矛盾、責任感のなさが露呈されました。「任免権は市長と理事長」とも主張しました。何としても一色貞輝市長(元)と桂容子館長に出てもらわないことには先に進まないことがはっきりしました。このままでは、10月30日の三井原告尋問で終結が予想されます。みなさんの一言を裁判長に届けましょう！

同封のハガキを10月25日までに必ず出してください。ファイトバックの会の力で正義の扉をこじあげようではありませんか。  
2006年10月3日 ファイトバックの会

## 長くとどまらず、交替するのがよい

### —高橋叡子証人の持論

高橋叡子理事長は、裁判長に向かって笑みを浮かべながら、いっけん上品そうに法廷に登場して着席しました。でも、証人尋問に答えた内容からは、強者に対しては言いなりなのに、弱者には冷たい態度がありありでした。私は、すっかり気分が悪くなりました。

要するに、高橋理事長の判断材料は、「市の人権文化部長の報告」と「(市から派遣された)事務局長の報告」だけ。なぜなら、すてっぷは「市が100%出資で、90%以上の予算を持っていますから」と何度も言っていました。

三井さんには「常勤は無理」と判断した材料も、部長や事務局長からの報告以外には、「3年前」の雑談から自分が判断しただけ。原告側弁護士さんが、「3年も経つと、その後事情が変わった可能性は考えなかったのか？」と言うと、高橋理事長はまともに答えられませんでした。さらに「三井さんは2002

年には『すてっぷ』から歩いて1分のところにアパートを借りているが。」と追及すると、高橋理事長は「知りませんでした」。

三井さんの次の館長過程について「市民の前にすべてを公開すべきだと思った」云々と口では言いつつ、三井さん排除の動きを批判していた豊中市民の要望に対しては、「『一部』市民の動きです」と、権力者がよく使う、市民敵視の言い方をしました。

また、「(一人の女性が長く地位にとどまるべきではないから)4、5年で交代するのが良い」というのが高橋理事長の持論だと書いておられますね、との弁護士追求に「はい」と答えました。女性を先頭にした非常勤労働者の闘いなど、そもそも知りもしないということがわかりました。私はこれを聞いて、桂さんのことも心配になりましたが。

弁護士の尋問から、高橋理事長は三井さんを人格的に攻撃する陳述書を出していることがわかりました

が、率直に言って、「強い者には言いなりで、弱い者には冷たい高橋さんだから、弱い者の立場に立って強い者と闘う三井さんが憎らしいのでは？」と感じざるをえませんでした。

当初、被告側は「本郷・山本・武井の3人のみ調べれば充分」と言っていたのを、昨年暮に、原告側が要求していた高橋理事長も呼ぶことに決まったのでした。今後、より核心を握っていると思われる桂さんや

一色元市長が証人に出て来ていただければ、原告側の正しさがいっそうはっきりすると強く感じました。

遠山日出也

(中国の女性・ジェンダーニュース <http://genchi.blog52.fc2.com/> )

出典 ファイトバックの会ブログ 2006. 10.3

## 豊中市市議会議員の陳述書を読んで

### 桂館長を法廷に出させない理由

豊中市の一村議員は、現すてっぶ館長の桂容子さんからお話を伺った内容を克明に記しておられます。

<http://www.age.jp/~kaeru/main.htm>

<http://www.age.jp/~kaeru/tinjutu.htm>

まず、既に面接の前に桂さんに内定しているということを本郷和平部長（2006年5月22日の証人）が言っている。

この時点で、まず、山本瑞枝事務局長の三井さんへの嘘が確定です。（もちろん、彼女は「裏切りました」と告白し、法廷でも認めています。）そして、桂さんに「三井さんは退陣を了解している」と言われた。これは桂さんへの嘘です。

その上で「面接は形式的なものだ」と本郷部長が言っている。ところが、三井さんも面接を受けていた。そのことを桂さんは知らされてはいなかった。そして、その後、本郷部長は、今度は桂さんに「(桂さんが)不合格のこともあると思っていた」と言い出す。私は、思わず、パソコンの画面にタオルを投げてしまいました。

これは、おそらく、桂さんも落ちる可能性があるということにしないと、面接試験自体が、茶番であるということになり、それは三井さんに矛盾点を突かれる原因になりかねないと咄嗟に判断したのでしょう。

まさに、進退窮まったのです。桂さんも落ちる可能性があるというのが本当なら、前の約束は桂さんへの嘘、そうでなければ、もちろん、彼のその時点での言葉が嘘となります。どちらにしても嘘です。三つ目の嘘が確定してしまいました。

嘘の上に嘘を塗り固め、その挙句に武井順子課長（2006年7月3日証人）は、訴訟を桂さんのせいに行いました。でも、もし、桂さんが落ちる可能性があるという書面にしたら、今度は、桂さんに嘘をついていたことになるわけですから。

私は、もし、三井さんを擁護する市民や政治家の声をもっと大きければ（それが、実際には大きくないのは残念ですが）たぶん、今度は、桂さんに次期館長職を確約していながら、市はあっさり手のひらを返して、桂さんを斬ったかもしれないと想像します。

正直、本郷部長の対応を見ていると、そんな思いがします。要は、保身と取り繕いしか考えておらず、桂さんは男女共同参画の仕事など別にしなくてもよろしい、ということなのです。憲法をきちんと守って仕事を使命感を持ってやるというのでないのが残念です。本郷部長といい、山本事務局長といい、採用辞令を受けたときの誓約書を忘れてしまわれたか。同じ役人として情けないの一言に尽きます。

桂容子さんを法廷に出させないのは、まさに、彼女に証言されたら、矛盾が露見してしまうから、そのことを確信しました。

Satoh,Shu-ichi さとうしゅういち

地域・平和・人権・環境 広島瀬戸内新聞

<http://www.h2.dion.ne.jp/~hiroseto/>

女性をもっと議会へ！多様な視点で作ろう「みんなで良くなる政治」！政治を変えるバーチャル市民連合体・社会市民連合 <http://www.geocities.jp/socialcitizenunion/>

出典 ファイトバックの会ブログ 2006.9.23

## おんなの誇りにかけて、決断を

一村さんの陳述書によると、桂さんは豊中市から「館長に」と要請があった時、まず「三井さんは了解しているのですか」と本郷部長に聞いています。部長の「了解している。三井さんは常勤は不可能なのです」「2月22日の面接は形式的なものです」という言葉を信じて、豊中市に行くことを決めたと語っています。

面接当日、「はじめて三井さんも面接を受けていたことを知りました」とも。さぞびっくりされたことでしょう。豊中市に騙されていたわけですね。

この経過を桂さんは、「全部三井さんに話しました。それをもとに、三井さんは訴状を構成したのだと思います。」と語り、「三井さんがことを起こすつもりなら、

できる限り協力します。」とまで言っています。

三井さん解雇の裏で、豊中市は何をやってきたのか、桂さんが証言台に立ってくださることで、すべてが明らかになるわけです。一村さんの陳述書からそのことがよくわかります。まさにこの裁判のカギを握っている人なのです。

私は、豊中市民として、すてっぶ立ち上げの時から関わってきたものとして、真実を知る権利があると思っています。

おんなの誇りにかけて、決断してくださることを期待します。

和田明子（豊中市民）



## 豊中市民として怒りを覚える

私は豊中市民です。

三井さん解雇を画策した市の行為を、裁判を通じて知ることになり、嘘に嘘を塗り固める行為が、本来の公務そっちのけで、血税をつかって行われていることに怒りを覚えるものです。

一村陳述書によると、桂さんは最初から本郷人権文化部長から「あなたしかいない」「選考は形式的なもの」とはっきり言われています。

選考試験は茶番だったのです！市民として強く怒りを覚えます。

桂さんが法廷で真実を述べてくだされば、本郷部長が証人尋問で嘘を言ったことの証明になります。

一村陳述書は桂さんの証言を冷静に客観的に再現しており、信憑性は高いと判断できます。それは裁判長も認識していると思います。

ぜひ桂さんを証人として採用されるよう市民として強く要望します。

山田千秋（豊中市民）



## 裁判傍聴をお願いします

10月30日（月） 午後1時10分～午後5時

大阪地方裁判所 202号大法廷

原告本人尋問 原告 三井マリ子さん

■主尋問（原告側から110分）

■反対尋問（被告側から110分）

いよいよ原告が証言台に立ちます。100人の大法廷です。いかに、市当局が嘘に嘘を塗り固めたかを、あますところなく語ってくれるはずですよ。

三井さんとて、フツウの人間・・・きっと被告側の尋問には参ってしまうでしょう。でも、傍聴席に仲間がたくさん来ていると思っただけで勇気がわいてくるに違いありません。ぜひ、ぜひ、大阪地裁まで10月30日、いらしてください。

法廷後は「弁護士解説付き交流会」にどうぞ

10月30日午後6時から 大阪市中央公会堂

150人の部屋です。大阪地裁より徒歩5分勤務で傍聴出来ない方も、交流会にどうぞ

「館長雇止め・バックラッシュ裁判」を正確にわかっていただくための勉強会です。法律とジェンダー、男女平等推進と行政など、ここでしか学べない生きた法律について勉強することができます。三井マリ子さんの代理人である弁護士が、裁判の意義や争点、当日の法廷であったことの解説をします。三井さんの支援者は全国におり、遠くから大阪まで来てくださいます。その参加者どうしの交流会もかねます。

「女性差別と法律」の勉強会にどうぞ。

## パートタイム労働指針と「館長雇止め・バックラッシュ裁判」

パートタイム労働指針は、三井裁判のひとつの争点です。(訴状 p53-54参照)

労働指針8条に基づいて、三井さんは、常勤になった場合、これまでパートとして働いてきたのだから、優先採用されているのではないかと、という文書を理事長に提出しています。当時三井さんは週22.5時間のパートタイム勤務でした。

指針にはこう書いています。

「雇用主は、労働者を募集するとき、すでに働いているパートタイム労働者に対して、通常の労働者の募集がありますよ、というお知らせをするようにし、さらに、そのパートタイマーの応募機会を優先的に与えるようにしなさい」

つづけて

「パートタイマーが通常の労働者になることを希望していて能力がある場合、可能となる制度の導入、必要条件の整備をするようにしなさい」

これを盾に三井さんは、必死に常勤職への採用を

要望したのです。もちろん、理事長は三井さんの希望も労働指針の解釈も認めませんでした。

さて、上記指針は、パートから常勤に優先採用されなかったとしても、パートの人が職を失うことはないという前提です。ところが三井さんの場合はどうだったか？常勤に採用されなかったら即首につながるのです。ですから、三井さんの場合、市にとって、単なる採用の自由ではないはずです。採用の自由が、雇用主に対してとても広く解釈されてきた日本の職場であっても、です。

言い換えるとパートだった三井さんは、常勤に優先的に採用されるべきだったのではないのでしょうか。

そういうことから、三井さんが、優先採用されるべきではないかという手紙を理事長らに送ったことは、ごく当然の行為だったと考えられます。

## アメリカ下院が日本のバックラッシュにファイトバック（反撃）

9月13日、午前11時すぎ、アメリカ下院国際関係委で、「HR 759」と呼ばれる決議が採択されました。題して「従軍慰安婦決議」。

同決議は、「慰安婦は20世紀最大の人身売買のひとつ」とはっきり。

その上にたつて、日本の学校の教科書にあった「慰安婦」の悲劇や他の蛮行を矮小化したり、第2次世界大戦の日本の犯罪を消し去ろうとしている、と最近のバックラッシュについて明言しています。さらに、日本の議員や官僚には、教科書から「慰安婦」という用語を除去せよ、と公然と主張してきた者がいる、とも言及しています。

最後に、次のように決議しています。

「日本政府は、1930年代から第2次世界大戦の間に、世界に『慰安婦』と知られた若い女性の性的奴隷化に対する歴史的責任を曖昧にせず、認めなければならない。このようなおぞましい犯罪が二度と起こらないよう現在と未来の世代に教育しなければならない」

米下院「HR 759」決議文（英語）

<http://www.support759.org/hres759.pdf>

関連サイト

<http://www.support759.org/about.html>

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会の賛同人は、2006年9月現在で750余名となりました。カンパをお寄せくださった方々、『訴状』、『陳述書』、パンダナを買ってくださった方々、本当にありがとうございます。これで未払い金や立替分の支払い、パソコンの購入が出来ます。追って会計報告をいたしますが、まずは心よりお礼申し上げます。なお10月2日に傍聴された方々をお願いします。お渡しした『ファイトバック！3号』（10月2日付）は編集に手違いがありました。会計報告も記載漏れがあり、正式なものではありません。破棄していただきますよう、よろしくお願いいたします。

正しい『ファイトバック！3号』はこの10月4日付号です。

（『ファイトバック！』編集委員）